

PPP/PFIの概論と動向



令和8年7月21日(火)

内閣府 民間資金等活用事業推進室

1 PPP/PFIの必要性等

2 アクションプランの改定(令和8年6月11日)の概要

3 内閣府の支援制度等

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少



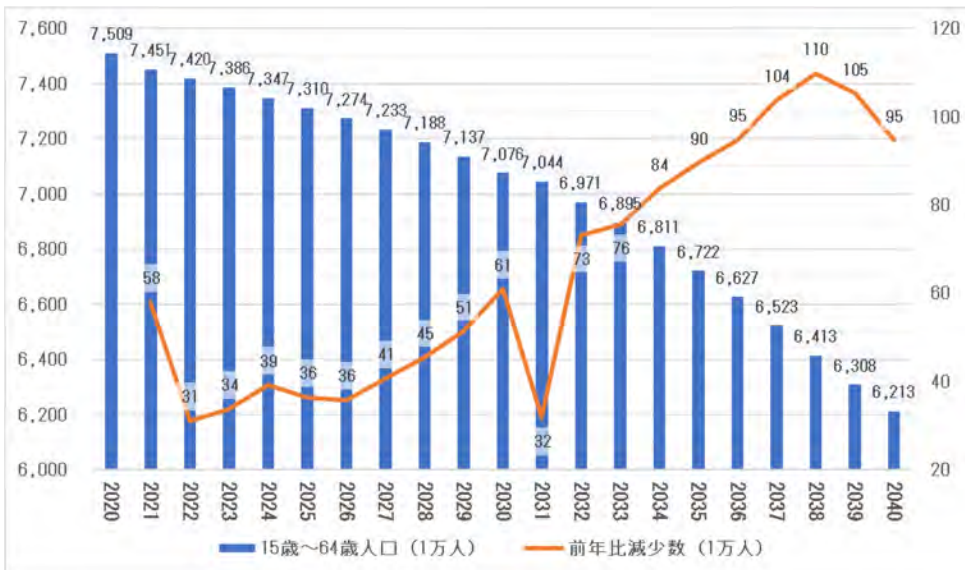
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15～64歳)は、20年間で1,300万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

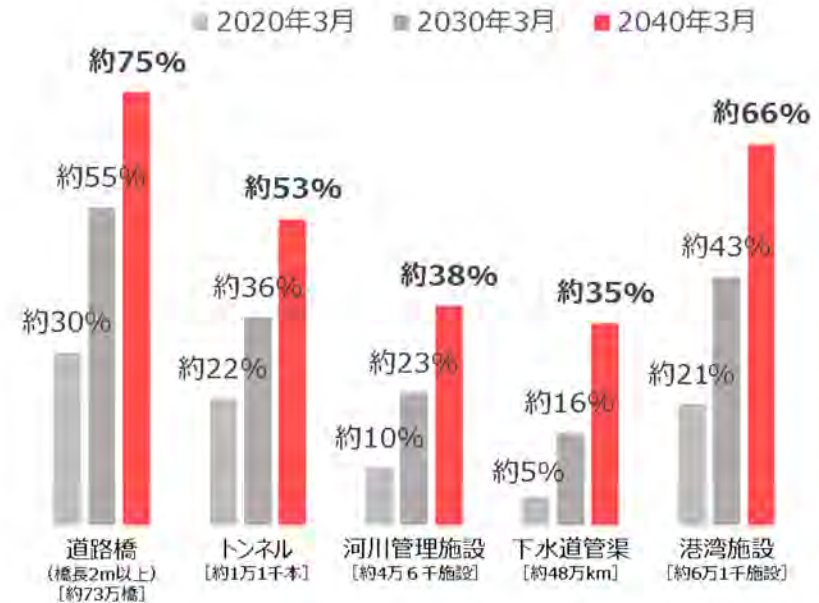
高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

生産年齢人口の推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合



出典:国土交通省総合政策局資料

官と民が適切に連携を行うPPP/PFIにより、

- ①経済や財政の改革への貢献
- ②新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- ③地域の賑わいの創出や地域課題の解決

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

PPP/PFIについて

○PPP/PFIは、**公共**にとっては**歳出の効率化**、**民間**事業者にとっては**ビジネス機会の拡大**等を通じた**利益の創出**、**住民**にとっては**サービスの質の向上等の様々な効果**があり、地域経済・社会の活性化につながる手法。

PPP（Public Private Partnership）：民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携事業（指定管理者制度、包括的管理委託等）

PFI（Private Finance Initiative）：PPP（官民連携事業）のうち、**PFI法に基づく事業**（民間資金等活用事業）

PFI事業の特徴（従来型の公共事業との違い・主なメリット）

① **一体的発注**

従来型：行政が業務ごとに個別発注

PFI：複数業務を一体的に発注

② **性能発注**

従来型：作業プロセス、使用材料等を詳細に規定

PFI：性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる

③ **中長期の契約期間**

従来型：短期

PFI：中長期

④ **民間事業者による資金調達**

従来型：公共が資金調達

PFI：基本的に民間事業者が資金調達

① **設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務を**

一体的に実施することで、**ライフサイクルコスト**や**行政負担**

（整備・維持管理に係る技術的な対応や発注・契約業務等）の**軽減**が期待できる。

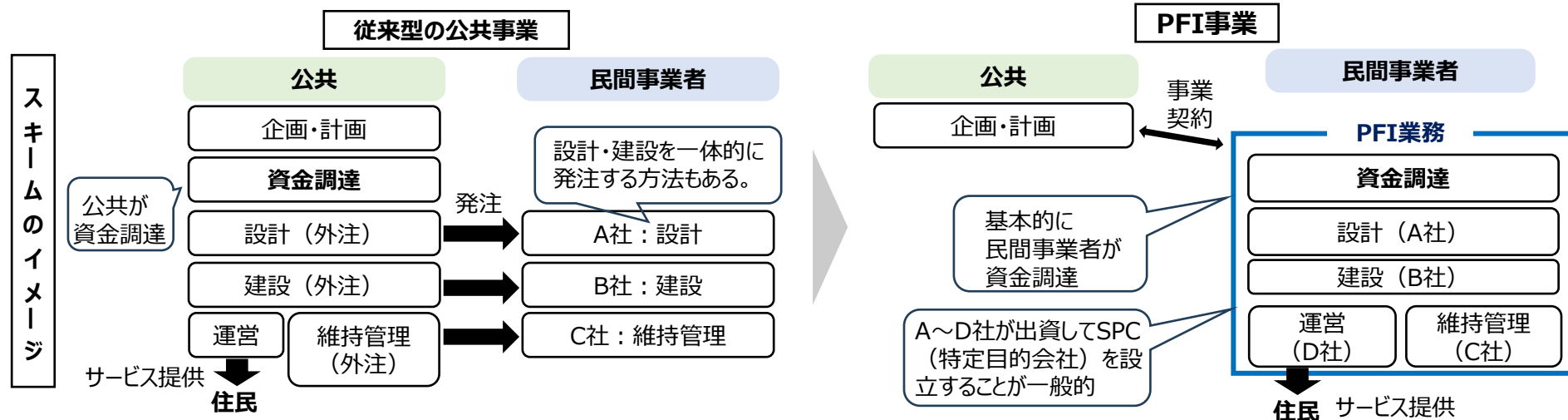
② 民間事業者の**自由度**が高まり、**創意工夫やノウハウを**

最大限活用することができ、**質の高い公共サービスの提供**が可能となる

③ **投資回収期間**を確保し、また**人員計画の策定**がしやすく

なり、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。

④ **財政支出の平準化**（**割賦支払**）が可能になる。等



PPP/PFIの位置づけ

PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 人口減少・少子高齢化
- 厳しい財政状況
- 公共施設等の老朽化

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

▶現在、1071事業（令和5年度末時点）でPFIが活用されている。

⇒行政側が公共事業として実現したいこと、民間事業者に期待することを明確化したうえでPPP/PFI事業を仕立てることが重要

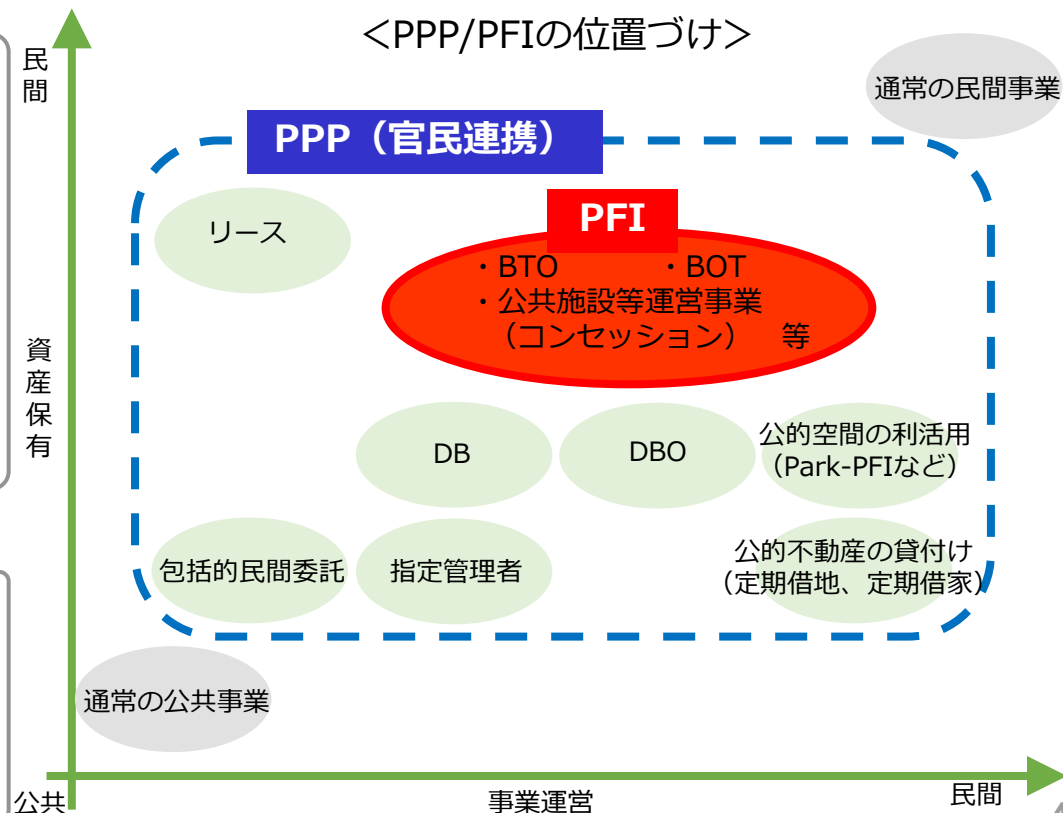
PFI（Private Finance Initiative）

庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。

PPP（Public Private Partnership）

官民連携事業の総称であり、PFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出しなどの手段がある。

<PPP/PFIの位置づけ>



1 PPP/PFIの必要性等

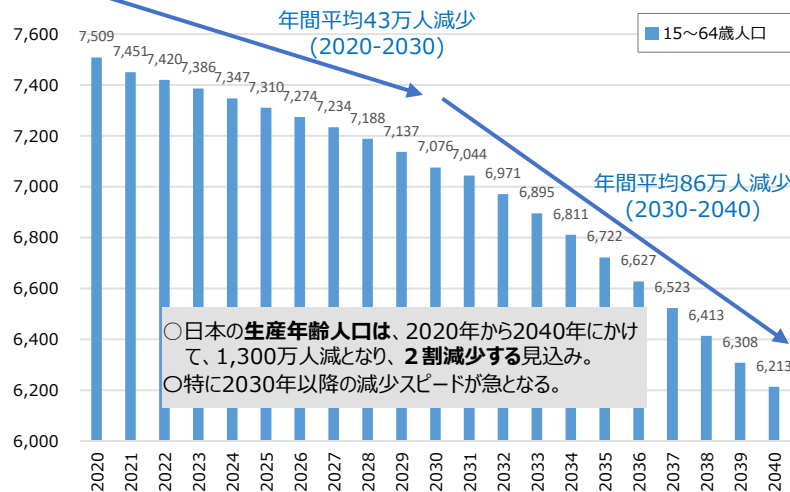
2 アクションプランの改定(令和8年6月11日)の概要

3 内閣府の支援制度等

社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

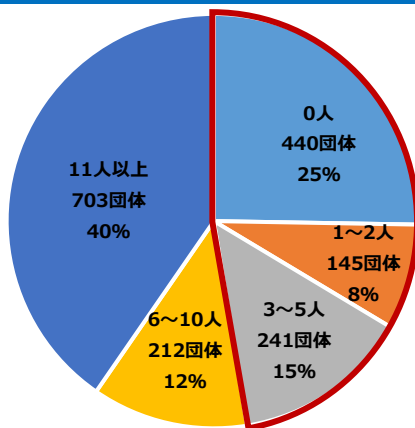
- 生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、それらの対応は待ったなし。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠。

日本の生産年齢人口の推移



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

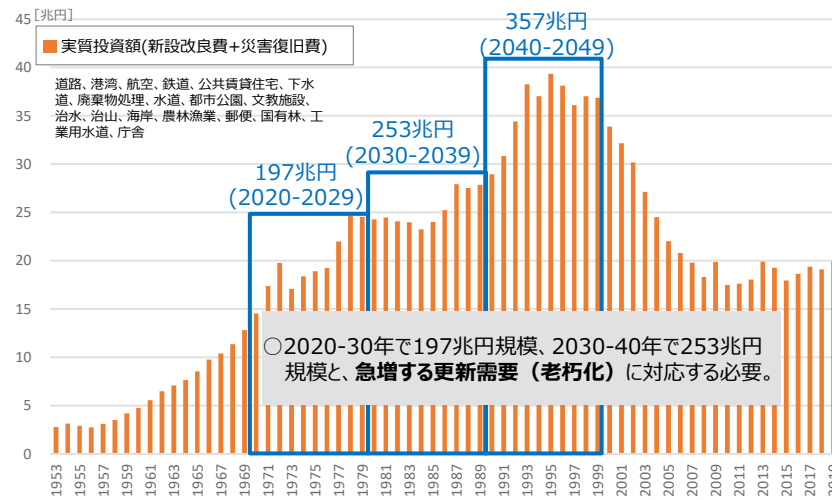
市区町村における技術系職員数の比較



- ※1 地方公共団体定員管理調査結果（令和6年4月1日時点）より内閣府作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
- ※2 技術系職員は土木技術、建築技術として定義。

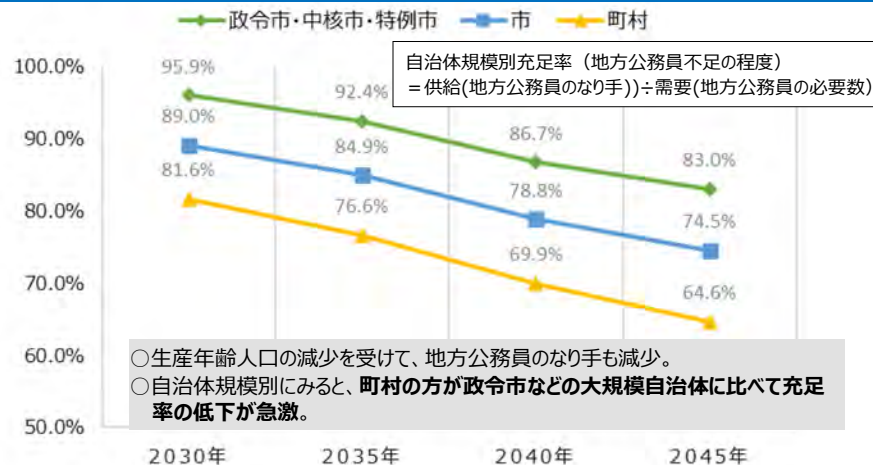
○市区町村の約半分で技術系職員が5人以下となっており、担い手確保が困難になっている。

社会資本投資の推移



出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

地方公務員不足の将来推計



出典：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているかー地方自治体の人手不足の現状把握と課題ー（2021年）」を基に内閣府PFI推進室作成

PPP/PFI推進アクションプランのこれまでの進捗状況や直近の事業数の推移

- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点14分野における10年ターゲット目標）は順調に進捗。
- PFI事業数は、平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。
- 平成25年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計の公共施設等運営事業数は71件。

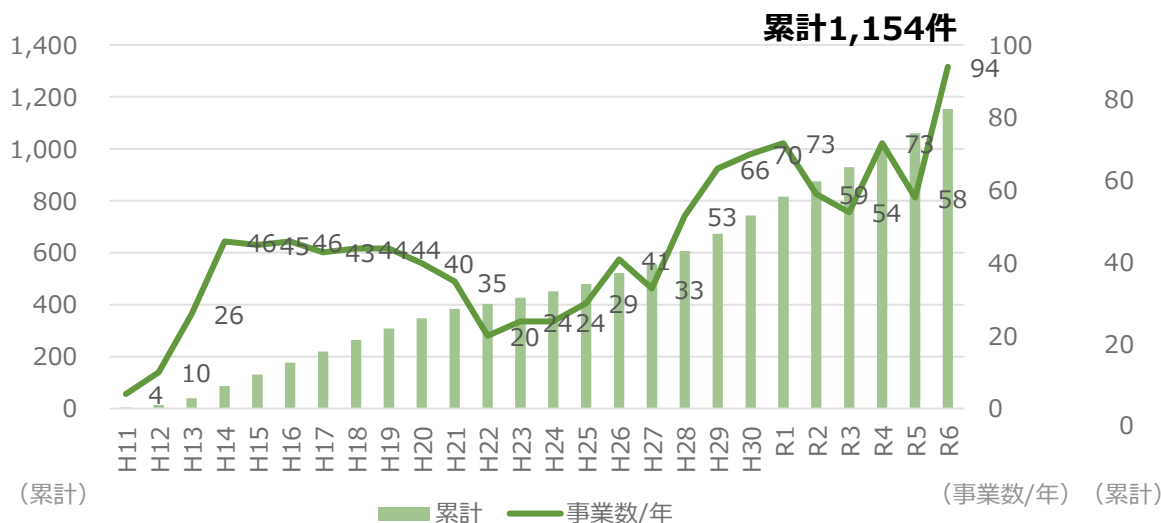
事業規模目標に対する進捗状況

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	3年間の合計
30兆円	3.9兆円	4.5兆円	4.9兆円	13.3兆円 (44.3%)

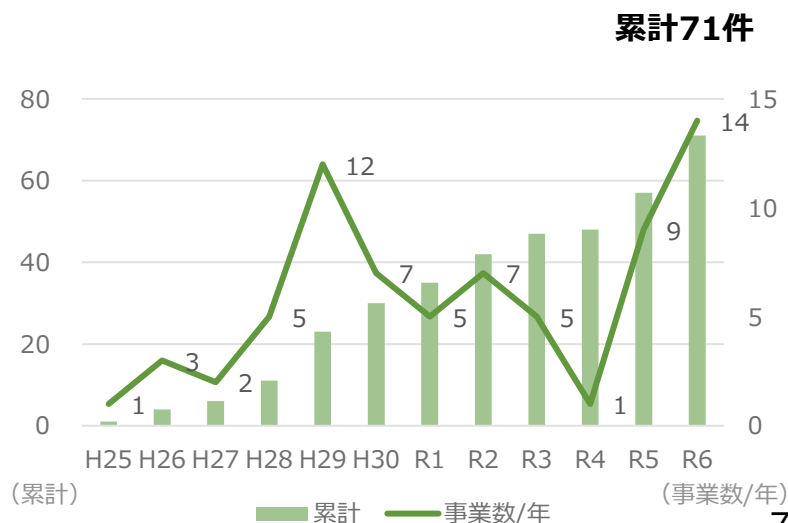
10年ターゲット目標（件数は累積）

10年ターゲット目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	令和7年度末 (4年目)
重点14分野 650件	87件 (13%)	153件 (24%)	219件 (34%)	308件 (47.4%)

PFI事業数の推移



コンセッション事業数の推移



PPP/PFI推進アクションプラン 令和8年改定について

今般の改定では、物価高騰などの足下の課題への対応の強化に加え、以下の3つの視点を基本的な方向性とする。

- ①強い経済の実現に貢献するため、公共部門における官民連携投資の拡大を目指す【**量の拡大**】
- ②インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するため、重点分野の拡大や各地域の案件形成を図る【**裾野の拡大**】
- ③先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係機関の連携強化を図る【**質の向上**】

また今後も毎年各施策のフォローアップを行い、アクションプランを見直す。

1. 強い経済の実現への貢献

- これまでの進捗状況等を踏まえ、事業規模目標を30兆円から40兆円に見直す

2. インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 国民生活に身近で、かつ施設の老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、重点分野を14分野から17分野に拡大
- 重点分野の10年ターゲット目標の見直し（650件から730件）とそれらの実現に向けた取組の充実 等

3. 各地域における多様な案件の形成支援

- 公共施設等運営権の裾野の拡大
- スモールコンセッションの推進
- 中小の民間事業者等への情報提供の強化
- PFI推進機構による伴走支援 等

4. 先導的なPPP/PFI導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- 関係府省が一堂に会するタスクフォースを活用してコンセッションの活用等を含む民間事業者のアイデアを発掘し、関係府省・管理者等とつなぐ仕組み作り
- 分野横断型・広域型PPP/PFIの導入促進を図るための広域型地域プラットフォームの活用等の推進 等

5. 物価高騰等への対応

- 基本方針の変更やガイドライン等の改正・周知
- 地方公共団体への実態調査の充実
- 内閣府ワンストップ窓口の活用
- リスク分担ガイドラインの見直し検討 等

6. その他

- これまでアクションプランに記載の無かった分野の関連施策の追加（警察施設、在外公館、防衛装備品）
- 質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進
- PFI推進機構による戦略的な支援の展開 等

インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 公共・民間の双方で**人手不足が顕在化**する中で、**老朽化したインフラの更新等を効率的に行う**ためには、これまで以上に**様々な分野で官民連携手法を効果的に活用することが重要**。
- これまで空港、道路等の14分野を重点分野としてきたが、**国民生活に身近で、かつ老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、17分野を重点分野とする**。
- 各重点分野における具体化件数目標の進捗によって、**必要に応じ、目標の見直しを行い、実現に向けた取組を充実**させる。

重点分野の追加

火葬場

- ✓ 地方公共団体向けセミナーの開催、資料集の作成検討
- ✓ PFI導入可能性調査への優先的な支援

一般廃棄物処理施設

- ✓ 先行事例の調査、処理能力余力の活用に関する論点整理
- ✓ 市町村等への情報提供・検討のサポート

国公立病院

- ✓ PPP/PFIの活用に向けたガイドラインの作成を検討するため、関係府省（内閣府・厚生労働省・文部科学省・総務省）の検討会議の開催

10年ターゲット目標の見直しと実現に向けた取組の充実

分野	新たな10年ターゲット目標	分野	主な取組
道路	✓ これまでの実績及び今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（60件→65件）	空港	✓ 民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、リスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）について、 会議体を設け検討を進める
スポーツ施設	✓ PFI全般で取組を充実させることから目標を上方修正（40件→50件）	水道	✓ 「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する
大学施設	✓ これまでの進捗が順調であることから目標を上方修正（40件→45件）	下水道	✓ 令和8年度中に前倒して達成を目指す。10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。また、污水管の改築に係る 国費支援要件に関して、小規模案件の乱立等により広域化が妨げられることのないよう制度設計を行う
公園	✓ 今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（30件→35件）	道路	✓ 令和7年12月に都市計画決定された下関北九州道路については、国土幹線道路部会に設置された「本州・九州連携小委員会」で議論された結果も踏まえつつ、 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続を経ることを前提に、事業化を検討 する。引き続き、エリア単位での活用も視野に検討する
港湾施設	✓ 「クルーズ船向け旅客ターミナル」に「みなと緑地PPP」を追加し、「港湾施設」として再整理したうえで、目標を上方修正（10件→30件）	MICE施設	✓ 専門家派遣等を通じ、事業発案段階で 分野横断型事業の働きかけ等 を行う
		公営水力発電	✓ 補助事業の活用等を更に促進するため市町村向け説明会や 相談窓口の設置 を行う
		自衛隊施設	✓ 武山駐屯地及び下総航空基地等の整備 についてPFI導入の検討を進める

(参考)重点17分野の具体化件数目標の内訳

○新たな重点17分野における10年ターゲット目標は730件。その内訳は以下の通り。

分野	対象となる事業手法	令和7年度末 (4年目)	変更前目標 (650件)	新目標 (730件)
空港	コンセッション	4件(40%)	10件	10件
水道	「水の官民連携」	33件(33%)	100件	100件
下水道	「水の官民連携」	29件(29%)	100件	100件
道路	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	52件(87%)	60件	65件
スポーツ施設	コンセッション等のPFI	23件(58%)	40件	50件
文化・社会教育施設	コンセッション等のPFI	19件(54%)	35件	35件
大学施設	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	37件(93%)	40件	45件
公園	コンセッション、Park-PFIによる公園全体での民間活用	10件(33%)	30件	35件
MICE施設	コンセッション等のPFI	9件(30%)	30件	30件
公営住宅	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	56件(56%)	100件	100件
港湾施設	コンセッション、国際旅客船拠点形成港湾制度、 みなと緑地PPP	4件(40%)	10件	30件
公営水力発電	経営のあり方検討	8件(40%)	20件	20件
工業用水道	「水の官民連携」、 複数年度で複数業務の委託を行う官民連携	11件(44%)	25件	25件
自衛隊施設	コンセッション等のPFI、包括的民間委託等	13件(26%)	50件	50件
火葬場	PFI、PFIを含む分野横断型・広域型官民連携手法	—	—	10件
一般廃棄物処理施設	環境省版PPP	—	—	15件
国公立病院	PFI、PFI以外のPPP	—	—	10件

*10年ターゲット目標で計上する案件：

①最終的な事業実施の有無にかかわらず、手法の一つとして事業実施の検討を行った案件、②実施方針公表段階となる予定の案件、③実施契約を締結する予定の案件

各地域における多様な案件の形成支援

○PPP/PFIは、比較的規模の大きな地方公共団体における導入が先行してきたが、各地域における多様な案件の形成支援を通じ、普及拡大に取り組む必要があるため、公共施設等運営権の裾野の拡大に取り組むとともに、スモールコンセッションの取組強化と目標設定、中小の民間事業者等への情報提供の強化、PFI推進機構による伴走支援等を行う。

①公共施設等運営権の裾野の拡大

公共施設等運営権の設定可否の整理

- ✓ PFI法に基づく基本方針の別表にコンセッションの対象施設の追加、設定可の場合の条件明示を行い、さらなる活用を促す。

BT(R) + コンセッション方式の明確化

- ✓ コンセッションガイドラインについて、公共施設等の建設や改修と運営事業を同一の者が行うことが可能であることを明確化すること等の見直しを検討する。

③中小の民間事業者等への情報提供の強化

PPP/PFIに関する事例集等の作成

- ✓ 地域の中小事業者を含めた様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果や様々な事業手法をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる事例集等の説明ツールを作成し、周知活動を強化する。

手続効率化マニュアルの周知

- ✓ 事業の検討開始から契約締結までの期間短縮化につながる「PFI事業実施手続効率化マニュアル」を地域プラットフォーム等において周知し、積極的な活用を促す。

②スモールコンセッションの取組強化と目標設定

多様な主体による自発的な取組を加速化



- ✓ 遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」
- ✓ 案件形成に向けた官民マッチング等の対話機会の充実
- ✓ スモールコンセッションの実践のための「手引き」を策定し、ノウハウを体系化して発信
- ✓ ワークショップを通じた個別案件の事業化へのきめ細かなサポート

先進事例の創出と効果的な横展開を通じて取組のスパイラルアップ

目標設定

- ✓ 令和13年度までに、100件のスモールコンセッションの事業が具体化

④PFI推進機構による伴走支援

伴走支援の高度化と地域ニーズの能動的捕捉

- ✓ 自治体へのきめ細かな伴走支援を徹底しつつ、連携協定等のネットワークを活用し、社会課題解決に資するニーズを能動的に補足する

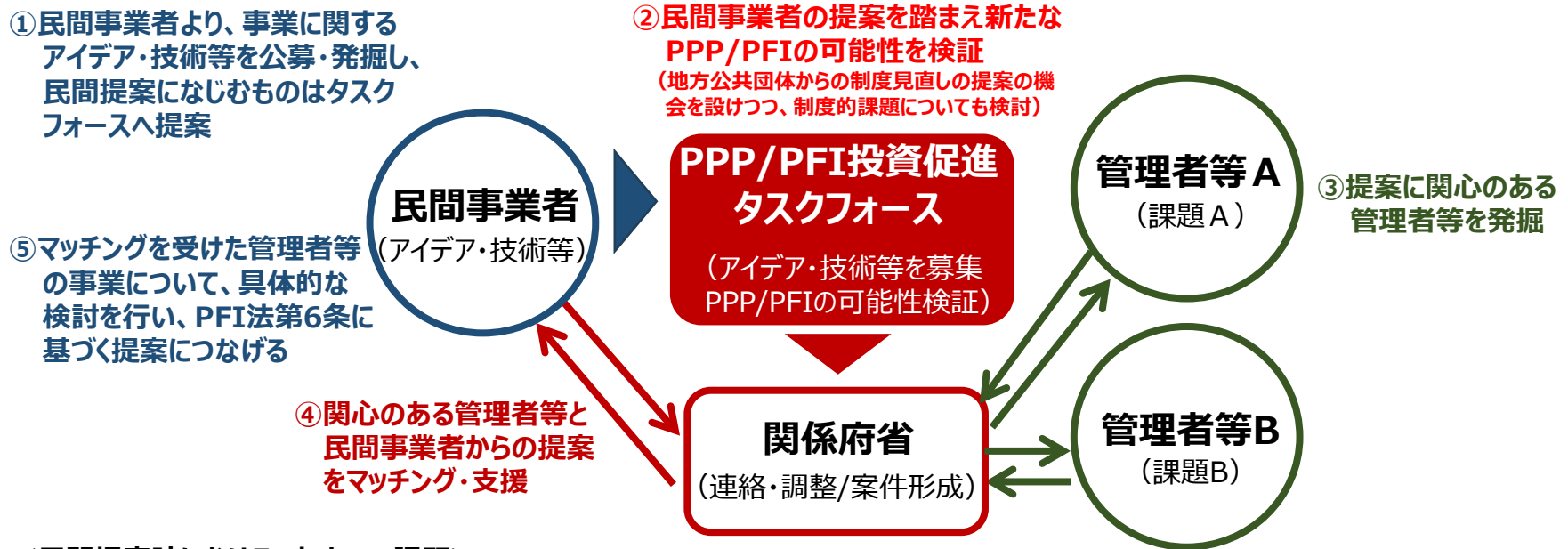
地域自律型の推進体制の整備と人材育成

- ✓ 人材交流や研修等を通じ、地域金融機関と地元事業者の実務能力向上を支援
- ✓ 地元事業者の提案を地域金融機関が支える地域自律型の推進体制を整備し、地域インフラを支える持続的な経済基盤を底上げ

先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- PFI法が施行し既に四半世紀以上が経過し一定の導入実績があがっているが、その一層の質の向上を図る観点から、これまで導入事例のない分野でのコンセッションの活用・多様な分野を組み合わせたプロジェクト等を、関係府省が一堂に会した場である「PPP/PFI投資促進タスクフォース」において発掘する取組を推進し、案件の形成支援を行う。

「PPP/PFI投資促進タスクフォース」を活用した新たなPPP/PFI案件の形成支援



<民間提案時におけるこれまでの課題>

民間事業者

- ✓ 新たな事業アイデアや技術・ノウハウ等を公共施設等の管理者等に提案し、検討してもらうためには、事業収支等を含めた具体的な提案内容を提示する必要があるが、関心度合いがわからない管理者等に行うのは、マンパワー・コストの課題や、ノウハウ等が他の民間事業者に伝わる可能性からハードルが高い

管理者等

- ✓ 管理者等がアイデア・技術等のシーズを自らで把握することが難しく、シーズを持つ民間事業者との接点が限られている
- ✓ 地域プラットフォームの活用は可能だが全国規模でのニーズ・シーズの把握は一定の限界がある

分野横断型・広域型PPP/PFIの推進

分野横断型・広域型PPP/PFIの推進のため、都道府県や地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築を進め、案件形成に係る支援の強化、制度・運用上の課題整理・解消、優良事例の横展開等により、普及拡大と質の向上を図る。

広域型の地域プラットフォームの活用

① 都道府県や地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築

- ✓ 都道府県域を単位とした広域型の地域プラットフォームの形成に対する重点的な支援
- ✓ 令和8年度までに地域プラットフォームを全都道府県へ展開
- ✓ 「地域金融力強化プラン」に基づき官民連携のまちづくりを促進する観点から、地域金融機関による地域プラットフォームへの参画を促進

② 広域型の地域プラットフォームに対する運営や案件形成への支援

- ✓ 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成に資する取組を、既存の支援制度で優先的に採択するとともに、企画・構想段階からの伴走支援等により先行的な事例の形成を推進
- ✓ 協定プラットフォームが集まる会議の開催等を通じて広域的な課題の検討事例を周知し、横展開
- ✓ PFI推進機構による伴走支援において分野横断型・広域型PFI等の普及に注力



③ 「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」の改定検討

- ✓ PFI事業の普及に伴い多数のSPC（特別目的会社）が設置され、民間事業者のマンパワー等が不足するのではないかとの指摘
- ✓ 既存SPCが広域で新たに事業を受託する場合等について、事例等を踏まえた課題への対応を整理し、「分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引」の改定を検討

④ 分野横断型・広域型PFI事業の実施状況の「見える化」

- ✓ 分野横断型・広域型PFI事業の実施状況を把握し、PFI事業 基礎データベースを通じて情報提供

手引の改定

見える化

物価高騰等の事業リスクへの対応等

物価高騰等の事業リスクへの対応のほか、PFI推進機構による戦略的な支援の展開、PFI事業の事後評価の推進する。

物価高騰等の事業リスクへの対応

- ✓ 令和7年に実施した地方公共団体に対する実態調査及び事業者に対するヒアリングや建設業法等の改正内容を踏まえ、地方公共団体も含めてより明確に対応を促すため、PFI法に基づく基本方針を変更
- ✓ 上記に関連して、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン」及びPFI標準契約を改正し周知。また地方公共団体への実態調査の充実
- ✓ 物価高騰等への対応を含め、地方公共団体や民間事業者が制度・契約・事業実施等に関する相談を円滑に行えるよう、ワンストップでの相談対応の在り方について検討
- ✓ 災害発生リスク等、昨今の経済社会動向の変化により新たに顕在化してきたリスクを調査し、その結果を踏まえ、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の見直しを検討

PFI推進機構による戦略的な支援の展開

- ✓ 物価高騰・金利上昇による不確実性が高まる中、民間金融機関では対応困難な領域が拡大。自治体のインフラ老朽化対策へのニーズも高まる中、市場環境の変化や社会ニーズを捉えた戦略的な事業運営を推進
- ✓ 物価高・金利上昇下で民間金融機関の対応困難な案件に対し、民間協調による出融資を積極的に展開
- ✓ 自衛隊施設関連などの新しい分野においても支援を検討し、社会課題解決に貢献
- ✓ 上記の支援を展開する一方、公的資金の運用機関として、ポートフォリオの開示等を充実

これまでアクションプランに記載の無い分野の追加

警察施設

- ✓ 警察学校の環境改善加速のため、PFIの活用を積極的に検討

在外公館

- ✓ 現地法等の基礎調査、PFI導入可能性調査等を実施

防衛装備品

- ✓ 成果の達成に応じて対価を支払うPBL*の導入拡大、継続的に「防衛省PBLガイドライン」を見直し、利活用を促進

*Performance Based Logisticsの略

質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進

実施状況の把握と公表

- ✓ 事業評価の実施状況を定期的に把握し、一覧を公表

マニュアル改定フォーマット作成

- ✓ PFI事業の事後評価結果の公表を促すとともに、事後評価マニュアルの改定や公表用フォーマットの作成を検討

好事例の横展開

- ✓ 法務省の取組等の好事例を横展開

1 PPP/PFIの必要性等

2 アクションプランの改定(令和8年6月11日)の概要

3 内閣府の支援制度等

PPP／PFI推進に活用できる支援制度

①地域プラットフォーム形成・運営支援

支援内容：地域プラットフォームの形成や運営を支援

支援対象：

【形成支援型】地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI事業
優良事例表彰

②優先的検討規程運用支援

支援内容：優先的検討規程の策定や運用を支援

支援対象：優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

地域課題
検討
事業発案

基本
構想

基本
計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業
実施

③高度専門家による課題検討支援

支援内容：公共施設等運営事業等の課題解決
方策の検討を支援

支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定
の地方公共団体等

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを
複数回派遣し、年間を通して支援

⑤民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容：導入可能性調査等の実施を補助金により支援

支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体

支援方法：原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、
公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業に関する
ものを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

⑥PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容：専門家による講演、基礎的内容や具体的案件に関する助言

支援対象：PPP/PFIに取り組む地方公共団体等

支援方法：内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を
半日程度派遣。複数回の派遣も可能

④協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容：マーケットサウンディング実施や簡易検討（簡易VFM作成など）を支援

支援対象：協定プラットフォームに参画する地方公共団体

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI
地域プラットフォーム

ワンストップ窓口制度

①地域プラットフォーム形成・運営支援

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施

支援内容

■支援対象

【形成支援型】

地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

■具体的な支援事項(例)

【形成支援型】

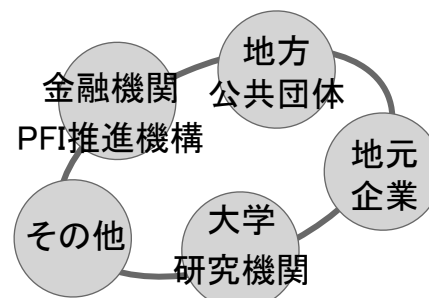
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討までを支援

- ・構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言 等

【運営課題解決型】

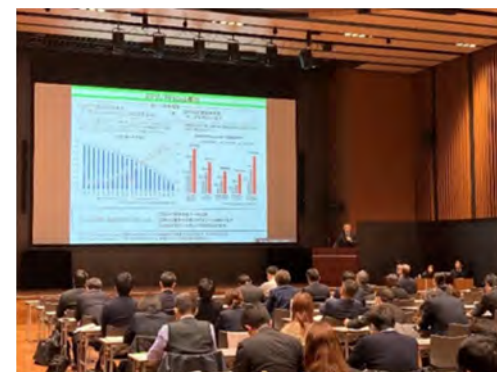
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの運営課題の解決策の検討・実施を支援

- ・運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
(千葉県PPP/PFI 地域プラットフォーム：
令和5年度支援)



オープン型サウンディングの開催
(鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム：
令和5年度支援)

(参考)全国のPPP／PFI地域プラットフォーム

○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

○協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、**全国で57のPPP/PFI地域プラットフォームが設置されている。**

No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム	21	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	41	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
2	とやま地域プラットフォーム	22	静岡県官民連携実践塾	42	えどがわ共創プラットフォーム
3	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	23	佐世保PPPプラットフォーム	43	かながわPPP/PFI地域プラットフォーム
4	ふくい地域プラットフォーム	24	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	44	さがPPP/PFI研究フォーラム
5	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	25	あおもり公民連携事業研究会	No.	地域プラットフォーム非協定先
6	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	26	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	A	習志野市公共施設再生プラットフォーム
7	みえ公民連携共創プラットフォーム	27	あきた公民連携地域プラットフォーム	B	浜松市官民連携地域プラットフォーム
8	淡海公民連携研究フォーラム	28	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	C	神戸市産官学金連携フォーラム
9	京都府公民連携プラットフォーム	29	横浜PPPプラットフォーム	D	岡山PPP交流広場
10	和歌山県官民連携プラットフォーム	30	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	E	福岡PPPプラットフォーム
11	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	31	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	F	もりおかPPPプラットフォーム
12	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	32	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム	G	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム
13	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	33	にいがたPPP/PFI研究フォーラム	H	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム
14	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	34	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	I	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム
15	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	35	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム	J	みやぎ広域PPPプラットフォーム
16	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	36	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム	K	九州FG PPP/PFIプラットフォーム
17	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	37	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム	L	茨城県PPP／PFI地域プラットフォーム
18	熊本市公民連携プラットフォーム	38	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム		
19	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	39	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム		
20	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	40	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム		

(注1) 協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームについては、内閣府が把握しているもの。

(参考)PPP／PFI地域プラットフォームの設置状況

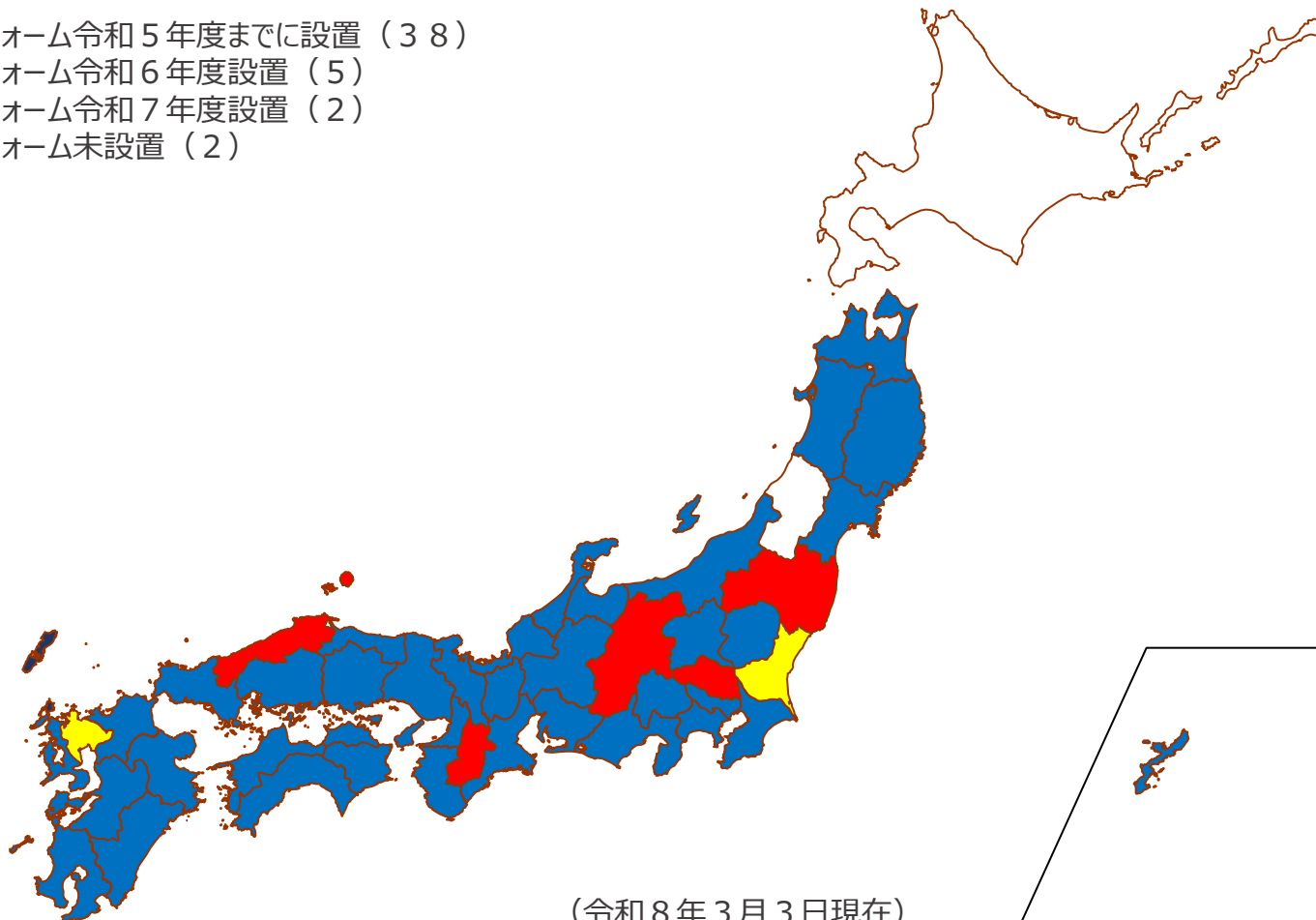
○PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。

○都道府県別の地域プラットフォームの設置状況は、**設置済みが45都府県、未設置が2道県**であり、**地域プラットフォームの設置率は、95.7%**である。（令和8年3月3日現在）

○未設置の2道県についても、**令和8年度末までの設置を要請**。

凡例

- 地域プラットフォーム令和5年度までに設置（38）
- 地域プラットフォーム令和6年度設置（5）
- 地域プラットフォーム令和7年度設置（2）
- 地域プラットフォーム未設置（2）



（令和8年3月3日現在）

②優先的検討規程運用支援

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、内閣府職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和8年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(4)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 分野横断型・広域型PPP/PFIを優先的に検討しようとする地方公共団体
- (4) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供 等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



庁内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

(参考)優先的検討規程とは

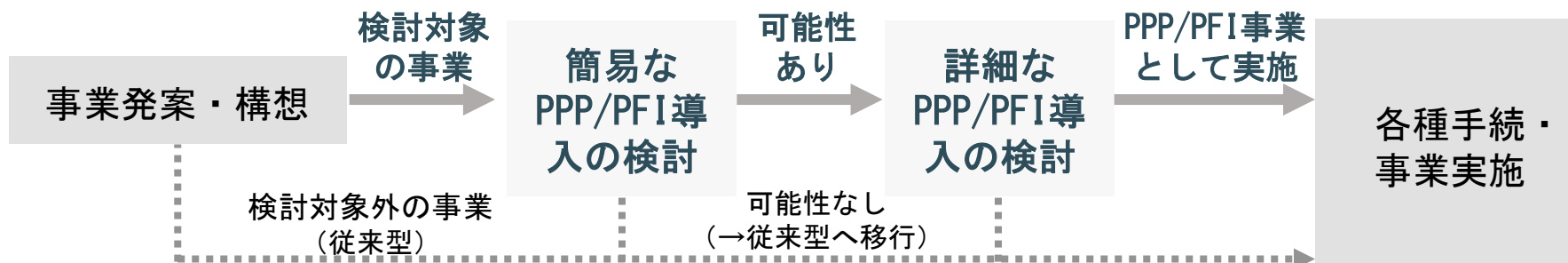
「優先的検討規程」とは、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討すること**を定める規程

- 地方公共団体等が、国が定める「優先的検討指針」に基づいて策定
※対象事業の基準（事業規模等）や検討の手続など、地方公共団体等の状況を踏まえて独自に規定
- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定めるルール
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手続をまとめたガイドライン

従来の検討



優先的検討



(参考)優先的検討規程の策定・運用状況

○アクションプランへの対応状況

- 指針を令和7年6月に改定し、優先的検討規程の策定及び運用を求める対象を**人口5万人以上**の地方公共団体に拡大するとともに「**分野横断型、広域型PPP/PFIの案件形成**」、「**多様な効果の評価**」、「**対象事業の基準の柔軟な設定**」の促進を図った。
- 「優先的検討規程策定の手引」及び「同運用の手引」について、指針改定や昨今の情勢を踏まえた内容に見直し、統合再編した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引」を令和8年3月に公表。地方公共団体における規程の策定及び運用の負担軽減を図る。
- 内閣府主催セミナー等において、改めてPFI及び優先的検討の必要性について、地方公共団体へ情報発信を行い、地方公共団体における優先的検討規程策定及び運用の機運醸成を図っていく。
- 規程未策定・未運用の団体に対しては、引き続き個別対話等を実施して規程の策定・運用を要請する。

○令和7年3月末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

※規程に基づき具体案件を検討した団体数

策定団体		団体総数	規程策定済みの団体数		規程運用済みの団体数※
国		13	13	100.0%	7
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	42
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の団体	112	92	82.1%	79
	人口10万人以上20万人未満の団体	145	93	64.1%	48
	人口5万人以上10万人未満の団体	237	41	17.3%	23
	人口5万人未満の団体	1,227	42	3.4%	13
	合計	1,788	335	18.7%	225

令和7年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■支援対象

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等(代表例)

- ・ 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- ・ 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・ 公的不動産利活用事業
- ・ PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- ・ 指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ・ ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・ 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・ 事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等) 等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「**地方独立行政法人**」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始
- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



<外観>

出典: 大阪中之島美術館公式HP

④協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

概要

内閣府及び国土交通省と協定を締結した地域プラットフォーム(協定プラットフォーム)に参画する地方公共団体に対し、内閣府が委託契約を結ぶコンサルタントを派遣し、PPP/PFIの検討案件について、サウンディング実施や具体的なスケジュール(シナリオ・手順フロー図など)作成などを支援

支援内容

■支援対象

- ・協定プラットフォームに参画する地方公共団体
- ・導入可能性調査を実施していない案件のうち以下の要件を満たすもの
 - ①地域プラットフォームにてサウンディングを実施し、民間事業者の意向確認を行うもの
 - ②サウンディング結果を基に次の検討段階に移行できる可能性のあるもの

■具体的な支援事項(例)

- 内閣府と委託契約を結んだコンサルタントを地方公共団体に派遣し、以下内容について情報提供・助言等により支援
 - ・サウンディング等の官民対話を行う案件候補に対して、PPP/PFI案件形成に向けた情報提供及び助言等を行い、実現可能性が見込めるPPP/PFI事業形態案を提示
 - ・案件に関する具体的なスケジュール(シナリオ・手順フロー図など)作成に必要な情報を収集・整理
 - ・作成したスケジュールにおいて、現段階から一段階先に進展するために必要なデータの作成

例) 従来型の調達方法で行った場合とPPP/PFIを活用した場合の比較データ(簡易的なVFMの評価、定性的評価)の作成

これまでの支援事例

中央公園再整備事業(静岡県裾野市)

(中央公園MAP)



案件概要

施設の老朽化、目新しさのない園内環境等を踏まえた公園の来園者数増加方策の検討

支援概要

- ・サウンディングに向けた資料作成項目案の整理、資料作成に関する助言
 - ・サウンディング質問事項の事前検討支援
 - ・民間事業者からの想定質問やその回答検討の支援
 - ・年度以降の具体的スケジュールの提示
- ⇒サウンディングを通じ課題解決の方向性が整理され、事業化スケジュールやタスクの明確化に繋げることができた

(参考)PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

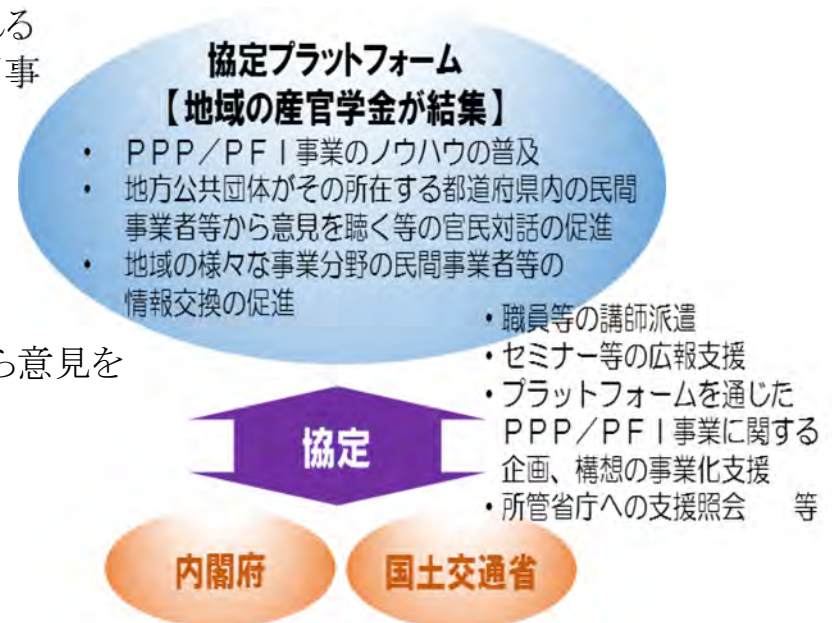
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



概要

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

(例) 公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

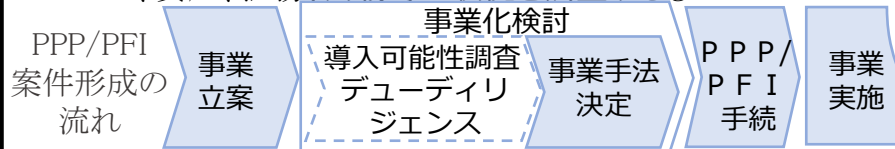
■調査内容

○導入可能調査

- ・公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○デューディリジェンス

- ・公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの



■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費:原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※を除き、補助率1/2、原則500万円上限。)

※複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施(H28年)

＜事業経緯＞

R1.11 実施方針公表
R3.3 運営事業者の選定
R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
R4.4 運営事業の開始

＜事業範囲＞



○ 契約期間：最長4～5年間

○ 契約単位：事業ごと個別契約

○ 発注方式：仕様発注

＜事業費の削減効

3,400
3,300 **3,314**

3,200	3,314
3,000	

2,800	
2,600	

2,400 公募条件
▲197億

2,200
2,000
现行体制下出口

執行体制モデル

(出典) 宮城県HP

⑥PPP/PFI専門家派遣制度の概要

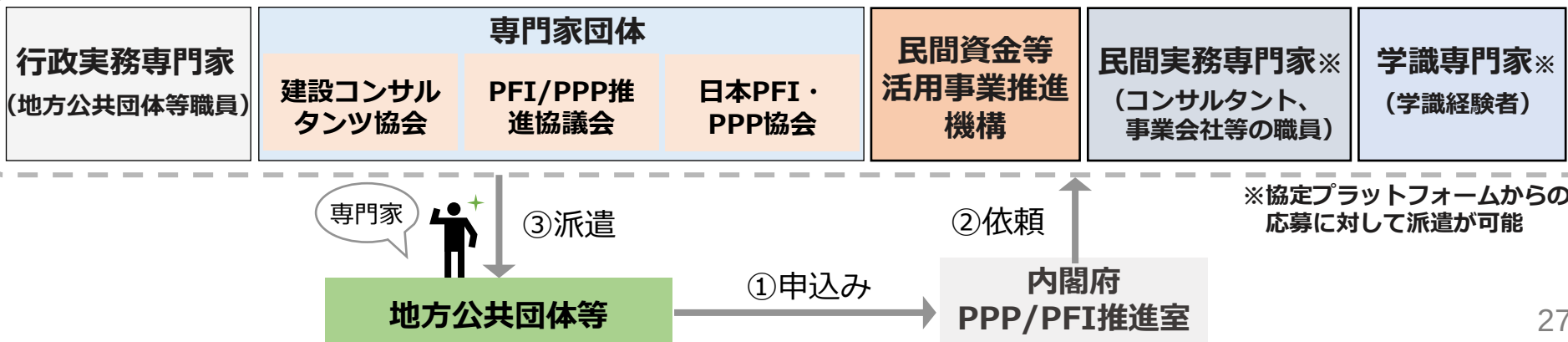
- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和7年度末までに延べ708件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。

（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）

- ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
- ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
- ・ 金融、ファイナンスに関する相談
- ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
- ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
- ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



国による支援事業の公表

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和7年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:349KB\)](#)
2. [令和7年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:44KB\)](#)

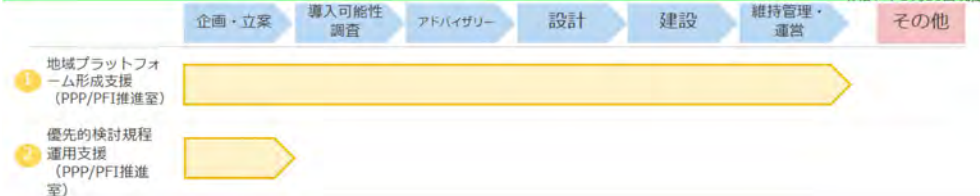
データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和7年5月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容			問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655	

PFI事業基礎データベースの公表

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。掲載している情報は、令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

[PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:391KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jigyuu_index.html

①事業名・事業主体					③事業内容										
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)					⑤事業の経過・スケジュール										
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内容 指定) ※利用料収入、用途 指定の利便施設等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会 社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会 社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラスト	

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室

受付フォームはこちら⇒<<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>>

※電話によるお問合せも可能です。 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

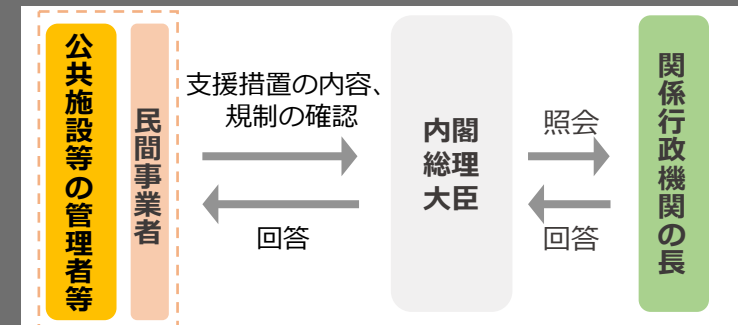
4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

